

(別表)

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

令和6年4月1日適用

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1カ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1カ月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
北海道	23,100	770	190	270	310	1,110	時価 自社製品 通勤定期券 など
青森	22,200	740	190	260	290	1,040	
岩手	22,200	740	190	260	290	1,110	
宮城	22,200	740	190	260	290	1,520	
秋田	22,500	750	190	260	300	1,110	
山形	23,400	780	200	270	310	1,250	
福島	22,500	750	190	260	300	1,200	
茨城	22,200	740	190	260	290	1,340	
栃木	22,500	750	190	260	300	1,320	
群馬	21,900	730	180	260	290	1,280	
埼玉	22,500	750	190	260	300	1,810	
千葉	22,800	760	190	270	300	1,760	
東京	23,400	780	200	270	310	2,830	
神奈川	23,100	770	190	270	310	2,150	
新潟	22,800	760	190	270	300	1,360	
富山	23,100	770	190	270	310	1,290	
石川	23,400	780	200	270	310	1,340	
福井	23,700	790	200	280	310	1,220	
山梨	22,500	750	190	260	300	1,260	
長野	21,600	720	180	250	290	1,250	
岐阜	22,200	740	190	260	290	1,230	
静岡	22,200	740	190	260	290	1,460	
愛知	22,500	750	190	260	300	1,560	
三重	22,800	760	190	270	300	1,260	
滋賀	22,500	750	190	260	300	1,410	
京都	22,800	760	190	270	300	1,810	
大阪	22,500	750	190	260	300	1,780	
兵庫	22,800	760	190	270	300	1,580	
奈良	22,200	740	190	260	290	1,310	
和歌山	22,800	760	190	270	300	1,170	
鳥取	23,100	770	190	270	310	1,190	
島根	23,400	780	200	270	310	1,150	
岡山	22,800	760	190	270	300	1,360	
広島	23,100	770	190	270	310	1,410	
山口	23,400	780	200	270	310	1,140	
徳島	23,100	770	190	270	310	1,160	
香川	22,800	760	190	270	300	1,210	
愛媛	22,800	760	190	270	300	1,130	
高知	22,800	760	190	270	300	1,130	
福岡	22,200	740	190	260	290	1,430	
佐賀	21,900	730	180	260	290	1,170	
長崎	22,800	760	190	270	300	1,150	
熊本	22,800	760	190	270	300	1,150	
大分	22,500	750	190	260	300	1,170	
宮崎	21,900	730	180	260	290	1,080	
鹿児島	22,500	750	190	260	300	1,110	
沖縄	24,000	800	200	280	320	1,290	

※改定箇所は赤字で表示しています。

- 住宅・食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。

1. 現物給与の価額にあたっては、原則として被保険者の勤務地(常時勤務する場所)が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。
2. 【食事】・・・上記の額の3分の2以上を本人が負担している場合は、現物による食事の供与は無いものとして扱います。
3. 【住宅】・・・価額の算出は、居住用の室を対象にします。
対象：居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・食事室等の住居部分(玄関、台所、トイレ、浴室、廊下等居住用以外の室は含めません)